

建設工事における総合評価入札制度の見直しについて

平成30年4月
県土総務課

平成30年4月1日以降に調達公告を行うものから、総合評価入札制度を見直すこととしましたので、お知らせします。

1. 見直しの概要

(1) 失格基準価格等の見直し [予定価格2億円(建築一般4億円)未満]

予定価格の概ね92%の水準に調査基準価格、概ね90%の水準に失格基準価格を設け、低価格入札(調査基準価格を下回った入札)が行われた場合は、低入札価格調査を実施し、失格基準価格を下回った入札が行われた場合は、失格とします。

(総合評価)

	250万円	2億円(建築4億円)	WTO(22.9億円)
予定価格 100%			
概ね92%		調査基準価格 <低入札価格調査を実施>	
概ね90%	失格基準価格 <失格>	調査基準価格 <低入札価格調査を実施>	
概ね85%		失格基準価格 <失格>	失格基準 (個別設定) <失格>

← 変更なし →

<参考> (価格競争) 従前どおりで変更なし

	250万円	2億円(建築4億円)	WTO(22.9億円)
予定価格 100%			
概ね92%		最低制限価格 <失格>	
概ね90%			調査基準価格 <低入札価格調査を実施>
概ね85%		失格基準価格 <失格>	失格基準 (個別設定) <失格>

← 変更なし →

※黄色…低入札価格調査、灰色…失格(各水準は概ねであり、工事毎に異なる。)

(2) 評価項目の新設

評価項目を新設し、施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)の状況を入札者から提出された低入札価格調査書類(以下「低入札調査書類」という。)で審査し、評価します。

<新総合評価落札方式の評価項目>

入札方式	入札 価格 点数	施工能力点数												合計点
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力*				受注額	地域点	施工 体制 <新設>	資格 停止 (減点項目)	技術 提案 点数	
		工事 成績	同種工 事実績	企業 経営	工事 成績	同種工 事実績	資格	CPD						
簡易評価型	60	15	5*	3	5	2*	2	1*	4	4	4	0	—	105
技術提案型	60	5	5	—	5	2	2	1	—	4	4	0	20	108
地域密着型	90	—	1	—	—	—	1*	1*	1	4	4	0	—	102

※配置技術者の施工能力は、予定価格が3,500万円(建築一般7,000万円)未満の場合は評価対象外。

※営繕関係工事は、簡易評価型の同種工事実績(会社・配置技術者)及びCPD、地域密着型の配置技術者の資格及びCPDは評価対象外。

	250万円	2億円(建築4億円)	WTO(22.9億円)
予定価格 100%			
概ね92%		調査基準価格 <低入札価格調査を実施>	調査基準価格 <低入札価格調査を実施>
概ね90%	失格基準価格 <失格>	調査基準価格 <低入札価格調査を実施>	調査基準価格 <低入札価格調査を実施>
概ね85%		失格基準価格 <失格>	失格基準 (個別設定) <失格>

↑ 施工体制 4点
↓ 施工体制 0点又は4点*

区分	施工体制の評価方法
調査基準 価格以上	工事情質を確保し、適正に施工できる体制が十分確保されていると認められるため、低入札調査書類の提出、審査を省略し、4点を付与。
調査基準 価格未満	設計書等で求めた工事情質等が確保されない恐れがあるため、低入札調査書類の提出を求め、審査を実施。審査の結果、十分な施工体制が確保されていることが確認された場合についてのみ
失格基準 価格以上	加点。(その他の場合は0点又は無効)

※低入札調査書類等を厳格に審査し、十分な施工体制が確保されていることが確認された場合のみ加点

<評価内容>

評価項目	評価の視点	評価点
品質確保の実効性	品質確保・安全確保の計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	左記の2項目を総合的に評価し、 ①認められる場合 〔実効性・確実性が高い 4点 〔上記以外 0点 ②認められない場合 無効
施工体制確保の確実性	下請・労務・資機材の確保計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	

(3) 低入札価格調査の厳格化

低価格入札に対しては、履行能力、詳細な積算内訳、経営状況等に関する低入札調査書類の提出を求め、ヒアリングを実施し、適正な工事施工が可能かどうか厳格に調査します。

ア 提出期限 開札日の翌日から2日以内 (例: 4/1 開札なら 4/3 まで)

イ 提出書類

調査内容	様式一覧
履行能力等の調査	入札理由書、下請業者一覧、手持ち工事、資材・機械・リース等の状況、労務者の確保及び配置、建設副産物の搬出及び計画、品質確保体制、安全衛生管理体制、誓約書、施工体制台帳、過去に施工した同種工事実績、機器一覧外
工事費等の調査	積算内訳書
経営状況等の調査	経営内容(直近3年分の損益計算書、貸借対照表)

※提出書類には金額等の根拠となる資料(見積書・契約書・証明書等)の添付が必要。

2. 低価格落札者への措置

調査基準価格を下回って落札した場合は、工事品質の確保のため、以下の措置を実施します。

(1) 配置技術者の増員等

施工現場における施工管理の適正化を図るため、施工現場に配置する技術者の増員等を求めます。(落札額が3,500万円(建築一般7,000万円)未満は専任を義務付けます。)

<参考> 配置技術者等の専任要件

区分	落札状況	①主任(監理)技術者	②現場代理人	③追加技術者(1級)	必要人数	兼務の可否
配置技術者の専任を要さない工事	通常	非専任	常駐(専任)	—	最低1人	①②の兼務可
	低価格落札	専任	常駐(専任)	—	最低2人	①②の兼務不可
配置技術者の専任を要する工事	通常	専任	常駐(専任)	—	最低1人	①②の兼務可
	低価格落札	専任	常駐(専任)	専任	最低3人	①②③の兼務不可

(2) その他

契約保証金の引上げ(1割 → 3割)、前金払の引下げ(4割 → 2割)、経営診断の受診指導(1年間に2回(同一発注工種で)低価格落札をした場合)を実施。

3. 入札価格が調査基準価格を下回る場合の取扱い

低価格入札となった時に低入札価格調査を受ける意思がある場合は、入札時に低入札価格調査意向確認書(以下「意向確認書」という。)を提出してください。

意向確認書を提出しない場合は、意図せず低価格入札をしたもの(低入札価格調査を受ける意思がない)とみなし、当該低価格入札者の入札は無効とします。(ペナルティなし。但し、意向確認書を提出せずに低価格入札が繰り返される場合や意向確認書を提出しながら書類不提出が繰り返される場合等は、資格停止等の措置を行う場合があります。)

4. その他

詳細については、県土総務課ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kendosoumu/>)に掲載しますので、ご確認ください。